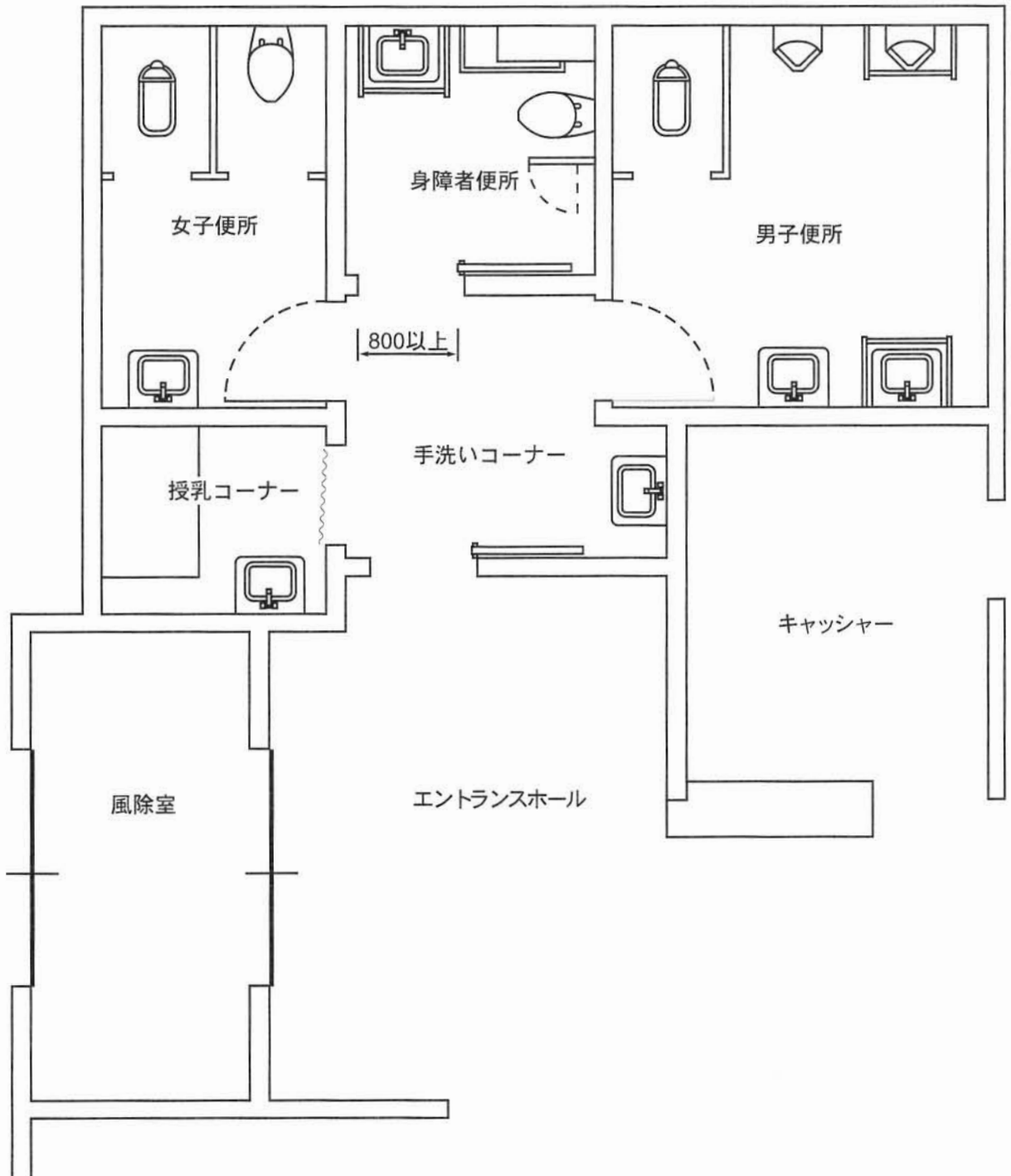


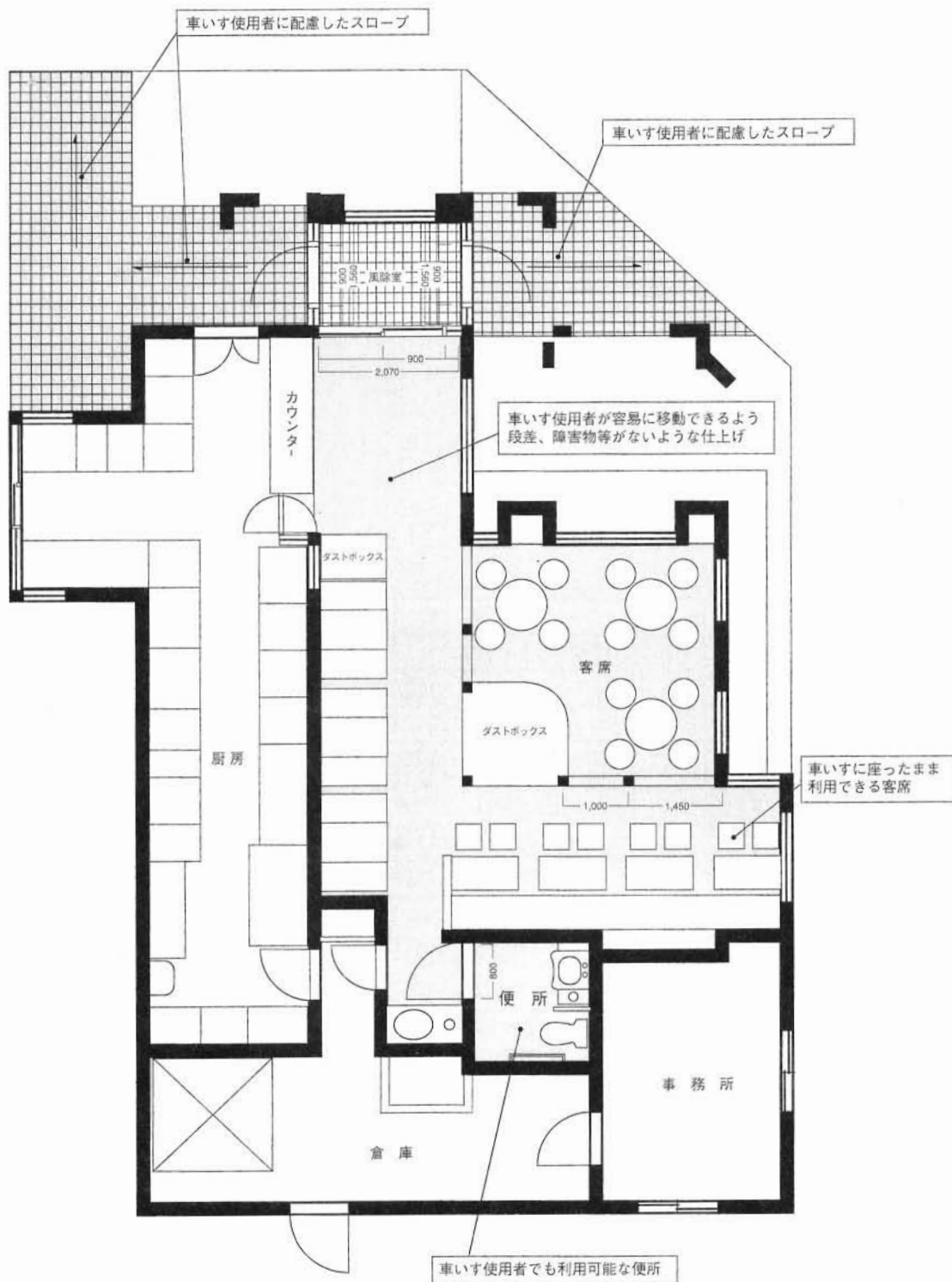


V 參考資料

• 飲食店、便所廻り、設計例



・小規模飲食店設計例



ひとにやさしい住宅の基本的な考え方

浴室

介助可能な広さを確保する。
(短辺1.4m以上かつ、面積2.5㎡以上)

浴槽のまたぎ込みの
高さを小さくする。

浴槽出入りのための手すりを
設置する。

浴槽内立ち座り用及び
洗い場立ち座り用すりを
設置する。(推奨)

通報装置の設置。
(コールスイッチ)

出入口用の手すりを設置する。
(長さ60cm以上)

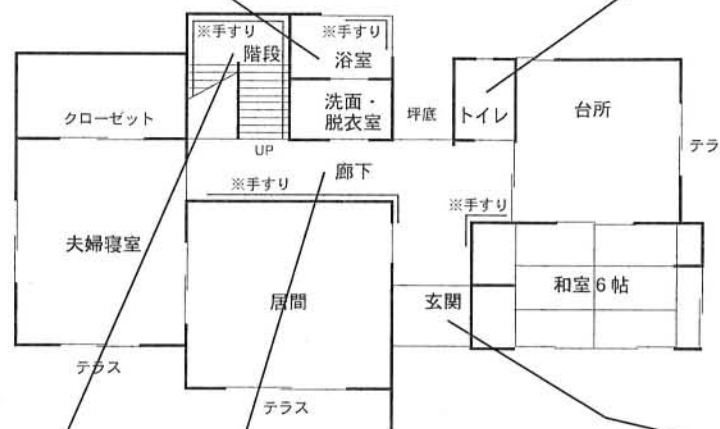
出入口建具は引戸又は
折戸を原則とする。
(錠は外から解錠できるものとする。)

浴槽の縁は懸掛けて
出入りできる形状の
ものとする。(推奨)

段差をなくす。(推奨)
(ある場合でも2cm以下の単純段差とする。)

滑りにくい床仕上げとする。

浴槽の縁は懸掛けて
出入りできる形状の
ものとする。(推奨)



トイレ

トイレは高齢者等の
寝室の近くに配置する。

手すりを設置する。
腰掛け式便器を使用する。
(暖房便座や温風
ヒーター等の設置
温水洗浄便座(推奨))

トイレ手すり取付位置
→温水洗浄便座
リモコン取付位置

手すり
紙巻器
標準寸法

通報装置の設置。
(コールスイッチ)

出入口の有効幅員は75cm以上。
ドアは外開きまたは引戸とする。
(錠は外から解錠できるものとする。)

腰掛け式便器を使用する。
(暖房便座や温風ヒーター等の設置
温水洗浄便座(推奨))

軽微な改造により
将来の介助するス
ペースを確保でき
るようにする。
シングルレバー等
とする。

奥行135cm以上
(内寸法)(推奨)

開口 135cm以上
(内寸法)(推奨)

出入口の段差をなくす。滑りにくい床仕上げとする。

階段

階面に影ができないように照明を複数設置する。
手すりを設置する。
(できるだけ廊下の手すりと連続させる。)

階段と蹴上げの寸法例

ゆるやかな勾配の階段とする。
階段の勾配6/7以下
7/11以下(推奨)

蹴面と蹴上げの寸法例
55cm≦T(踏面)+2R(蹴上げ)≦65cm

蹴面については蹴面とするか、
ノンスリップを貼ける。
(蹴面と同一面にし、色を変える。)

滑りにくい床仕上げとする。

足下灯を設置する。(推奨)

手すりを設置する。
(標準高さ75cm)
(両側設置(推奨))

ワイドスイッチや
明かり付きスイッチとする。

ワイドスイッチや
明かり付きスイッチとする。

廊下

ワイドスイッチや
明かり付きスイッチとする。

レバー式など使いやすい
形状のものを使用する。

手すりを設置する。

手すりの端部は、壁側又は
下向きに曲げる。

足下灯を設置する。
(推奨)

滑りにくい床仕上げとする。
廊下の有効幅員は78cm以上
85cm以上(推奨)

段差をなくす。

和室と洋室の段差解消
和室 洋室
面取りア23mm以内

廊下と便所の出入口の段差解消
洗面所・便所 廊下等

歩行補助具及び介助用車いす
を使用できる幅を確保する。

有効幅員
75cm以上
85cm以上(推奨)

90°以上

60cm
78cm以上

85cm以上(推奨)

玄関

ワイドスイッチや明かり付きスイッチ
とする。玄関ホール及びびポーチは十分
な照度とする。(照明)

手すりを設置する。(長さ60cm以上)

玄関は引戸又は親子扉とする。
有効幅員は75cm以上
80cm以上(推奨)

レバー式など使いやすい
形状のものを使用する。

くつずりと玄関外側の
高低差は2cm以下とする。

滑りにくい床仕上げとする。

足下灯の設置
(推奨)
30cm以上

18cm以下
18cm以下

段差を小さくする。
式台を設け、段差を分ける。

上がり框の高さは18cm以下
18cm以上の場合は
(上がり框と式台は段差がわかるよう
に材質、色等で変化をつける。)

いす等を設置する。
(推奨)

公共的施設の整備項目表（建物）

公共的施設	整備箇所																																							
	整備基準	届出適用面積	1 出入口	2 廊下等				3 階段				4 エレベーター	5 便所		6 駐車場		7 敷地内の通路			8 洗面所	9 浴室	10 客席等			11 受付カウンター等		12 公衆電話所	13 休憩所	14 授乳場所	15 水飲器	16 券売機等	17 案内表示等		18 更衣室等	19 客室	20 改札口等			21 エスカレーター	
			①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	①	②	①	②	③	④	①	②	③	①	②	③	①	②	①	②	③	①	②	③	①	②	③					
1 病院・診療所			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			※				○				○				○	○	○
2 劇場・映画館等	200㎡		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				○	○	○
3 集会場・公会堂	200㎡		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				○	○	○
4 展示場	1,000㎡		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				○	○	○
5 薬局			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				○	○	○
6 百貨店・マーケット等	500㎡		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				○	○	○
7 ホテル・旅館	1,000㎡		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				○	○	○	○	
8 老人福祉施設等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				○	○	○
9 体育館・水泳場等	1,000㎡		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				○	○	○
10 博物館・美術館等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				○	○	○
11 公衆浴場	1,000㎡		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				○	○	○
12 飲食店	500㎡		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				○	○	○
13 理容所・美容所等	100㎡		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				○	○	○
14 銀行・信用金庫等	100㎡		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				○	○	○
15 停車場・船着場	100㎡		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				○	○	○
16 自動車車庫	500㎡		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				○	○	○
17 公衆便所			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				○	○	○
18 郵便局			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				○	○	○
19 ガス事業営業所等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				○	○	○
20 官公庁の庁舎			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				○	○	○
21 学校	100㎡		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				○	○	○
22 見学施設を有する工場			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				○	○	○
23 事務所	2,000㎡		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				○	○	○
24 共同住宅	51戸		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				○	○	○
25 火葬場			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				○	○	○
26 冠婚葬祭施設	100㎡		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				○	○	○

(注) ○は整備箇所を整備基準に適合させなければならないものであり、空欄は整備箇所を整備基準に適合させるよう努力が求められるもの。
※は各々の公共的施設に整備箇所として設置する努力が求められるもの。